

## 議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和4年3月31日（木曜）午後2時から午後3時30分まで
場 所	市役所本庁舎1階 101会議室
会議件名	日野市ヤングケアラー支援検討会（準備会）
主な議題	令和4年度以降のヤングケアラー支援の方針についての「情報共有・意見交換」
参 加 者	出席者【学識経験者】橋爪幸代・吉村正久、【日社協】千野、【平和と人権課】貫井、【子ども家庭支援センター】三浦、【学校課】河住係長、【セーフティネットコールセンター】稲葉係長、【障害福祉課】岡村、【高齢福祉課】栗城、【福祉政策課】佐藤課長、猪鼻課長補佐、田巻
配布資料	次第、検討会資料、出席者名簿、庁内調査概要報告、R4 概算要求（厚労省・文科省）、ケアラー支援事業概要（SOMPO ホールディングス）
結 果	<input type="radio"/> 了承（意見なし） <input type="radio"/> 了承（意見あり） <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input checked="" type="radio"/> 情報共有のみ
主な内容	<p>ヤングケアラーの現状・支援策について関係機関・部署と意見交換（順不同）</p> <p>【子ども家庭支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点での取組としては、子どもへの虐待防止事業のみ。</li> <li>・ヤングケアラーの相談があった場合は、子ども家庭支援センターが窓口として受けるが、親やケアラー本人の同意がない場合はこちらから入っていけない（法的に難しい）。</li> </ul> <p>【平和と人権課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談窓口を開始したため、今後は外国人のケアラー相談が入る可能性がある。人権相談や女性相談窓口に来る可能性も。</li> <li>・男女平等行動計画にもヤングケアラーの記載があり、今後情報発信等を行っていく。</li> </ul> <p>【セーフティネットコールセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの利用者の中で、障害者の家族を持つ子どもや親が外国籍の子どもが増えている。</li> <li>・利用者を家に送る際に、夜に親がいなかったり、上の兄弟が家事をやっていることが分かったりするケースがあり、そこから端緒を掴むことができる。</li> <li>・学校との情報共有や発達・教育支援センター（スクールソーシャルワーカー）との意見交換を行っている。</li> <li>・外国籍の親を持つ子どもは、親の代わりに日本語通訳や学校の手続きを担うことが多く、家庭によっては手続きが滞っている場合もある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>→平和と人権課の女性相談に外国籍の親が来ることもあり、セーフティネットコールセンター相談員との情報共有はしている。しかし、個々のケースはあまり把握できていないため、今後はセーフティネットコールセンターとの連携を強化する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>

→外国人へのケアは市だけでなく、国際交流協会が主に行っている。

#### 【障害福祉課】

- ・障害者本人や親がメインの支援対象となるため、ヤングケアラーと関わることはあまりないが、かつてヤングケアラーだった人と会う機会がある。
- ・現在の障害者サービスのみでケアラーの発見につなげることは難しいが、特別支援学校教員や訪問看護にも協力してもらうことで気づきがあるのではないか。
- ・障害児をきょうだいに持つ子どもは世話をしているだけでなく、親がその障害児の世話に追われるため、親から放任されるケースも、精神的負担が大きい。ケアラー本人が精神疾患を患うこともある。
- ・家事支援は障害のある本人への支援はあっても、その親への支援はない(あってもショートステイくらい。)
- ・放課後デイサービスでは窓口で親への聞き取り調査を行っているため、家庭状況は知ることができるが、ケアラー本人へはなかなかつながらない。

#### 【高齢福祉課】

- ・在宅介護で家族(孫)がケアラーとなっているケースがあったが、被介護者とケアラーの住所が同じ市でないため、関わりづらい。
- ・ケアマネジャーは比較的ヤングケアラーに関わる機会が多いが、本人への対応で手一杯になったり、ケアラーへの認識が薄いこともあり、うまく関わっていない。

#### 【日野市社会福祉協議】

- ・現時点では社協へのケアラー相談はほぼない(個々のケースはあるかもしれないが、情報共有はあまりできていない。)
- ・ほっとも担当職員から子どもとの時間をかけた関わりを通して心は開いてもらっているが、枠組みの中でしか動けないという意見があった。

#### (学校現場の現状について)

- ・家庭訪問の減少などにより担任や学校が家庭に入りづらくなっている。
- ・ヤングケアラーの研修を教職員向けに実施するなど、日々子どもと接している学校関係者に理解を深めてほしい。
- ・スクールソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門職は、生徒全員との面談の機会があり、様子の変化や兆候に気づくことができ、支援や連携ができるのではないか。

#### (ヤングケアラーへの支援体制について)

- ・高校生への家事支援などヤングケアラーに直結した支援制度が現時点ではほとんどない。ひとり親へのヘルパー派遣やトワイライトなどはあるが、利用要件の制限がある。子どもが声をあげてもすぐに対応できる支援がない。
- ・常に支援を必要としないケアラーでも使いたいときに使ってもらえるような支援制度があるとよい。

#### (ヤングケアラーの現状把握について)

- ・ケアラー本人よりも被介護者から入る方がケアラーを見つけやすい。
- ・災害時要配慮者名簿を活用し、要配慮者の家庭状況も合わせて確認することで実情を掴めるのではないか。
- ・今ある支援策の情報整理や理解しやすい資料作成するなど、情報発信の仕方に工夫が必要である。
- ・子どもとしては、みんなと同じであること、いわゆる「普通」であることを求め、ケアラーという特殊な状況を隠しがちになり、声をあげられないこともある。

#### (今後について)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・今回の支援検討会を踏まえて、各課が行っている取組の更新調査を行う予定。</li><li>・今後、検討支援会の参加者に高齢福祉課介護給付係、スクールソーシャルワーカー、子ども部(保育所・児童館)、生活福祉課等を追加することを検討する。</li></ul>
作成者	福祉政策課